# 地域活動支援事業審査基準検討部会次第

日時:令和元年12月6日(金)

午後6時~

				場所:板倉コ 102	ミュニティ会議室	ィプラサ	2
1	開	会					
2	協	議					
(	1)令和	2年度地域活動支援事業	採択方針等(案)	) について			
(		ジュール 欠回検討部会開催日			月	日(	)_
	ا •	地域協議会で採択方針等	(案)の報告	第12回	地域協議会	会 2月	開催
3	閉	会					

# 令和2年度地域活動支援事業採択方針等(案)について

~板倉区地域活動支援事業採択方針等新旧対照表~

令和元年度	令和2年度(案)	
1. 板倉区の採択方針	1. 板倉区の採択方針	
<b>《優先して採択すべき事業》</b> 板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取	《優先して採択すべき事業》	
り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。 ①板倉区の魅力を発信する事業 キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴 史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業 (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業 ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業	①板倉区の魅力を発信する事業	
② 板倉区の歴史・文化を伝承する事業 板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業 (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業 ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業		
③ 板倉区の新たな価値を創り出す事業 板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業 (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事		
業 ・区内にある貴重な資源(自然・物)をいかし、体験やイベントを行う事業 ・観光振興のため研究会を開催する事業		資料No.

令和元年度	令和2年度(案)
④ 地域や世代をつなぐ事業 複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業 (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業 ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業 ⑤ 地域課題を解消する事業 地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業 (例)・高齢者に買い物の楽しみを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業	
《その他の事業》 優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。	《その他の事業》
(補助対象としない事業) ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業 ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業 ③ 公序良俗に反する事業 ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業 ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業 (事業計画の策定や推進のための会議等) ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業 ⑦ 防犯灯のLED整備事業 ⑧ 申請団体のみの交流促進に留まる事業	《補助対象としない事業》

	令和元年度		令和2年度(案)	
送代等) ② 体等 ② 体等 ③ のす。 ③ のす。) 会 から 一 会 から 一 のので 一 のので のので 一 のので のので 一 のので のので のので のので のので のので のので のので のので のので	しない経費》 情報告などに要する事務的な経費(提出資料等の運営(人件費、事務所の家賃、振込手業の人が飲食を行う経費(弁当代やイベントを、ただし、作業に参加した人へのお茶代・真のお茶代・菓子代品券、サービス券等)などの発行に係る経過たるものと捉えられるため、対象外としまで不特定多数に料理を振る舞う場合等の食	数料等)に要する 終了後に行う懇談 菓子代は対象とし 費(個人の私的な す。) 欠食に要する経費 備品類の購入に要	《補助対象としない経費》	
2. 審査項目			2. 審査項目	
項目	内 容	審査の方法		
採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目を 選択		
ļ	提案事業が「審査項目の基準を満たし	5点		

令和元年度 <b>《共通審査基準》</b>			令和 2 年度(案) <b>《共通審査基準》</b>	
① 公 益 性	・提案事業の成果が広く地域に還元される ものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した 施設等が、長く地域で活用される見込み があるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利	5 点		
②必要性	益を与えるものではないか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	5 点		
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5 点		
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限ら ず多くの住民等の参加が期待できるもの か。	5 点		

⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、 発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	5 点	
		25 点	
《配点の目記 5点…や6 4点…や6 3点…や第 2点…将点 1点採点は行う	ている 憂れている 劣っている ている ヾきでない事業」に該当すると判断した場合は	、共通審査	:基準

令和元年度	令和2年度(案)
《その他考慮すべき事項》 ・過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。 ・複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しない。 ・備品については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものを指す。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。 ・工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。 ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。	《その他考慮すべき事項》

3. <b>審査に関する事項</b> (1)補助率
(1)補助率
(2)補助金額の上限及び下限
(3) ヒアリング・プレゼンテーション
(4) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い
Ⅰ.審査方法
(1) 事務局による事業説明
(2) 提案者へのヒアリング

令和元年度	令和2年度(案)
(3) 採点票の記入	(3) 採点票の記入
・各委員(無記名)は、評価結果を採点票に記入する。 ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに〇印を記入する。 ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。 ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。 ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。	
(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成	(4)採点票の回収、採点結果一覧の作成
・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の 算出等を行う。 ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請 事業を並べ替えた一覧を作成する。	
(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議	(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議
①板倉区の採択方針との整合の審査 ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優 先して採択すべき事業」とする。 ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」 とする。 ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択 すべきでない事業」とする。 ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同 数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。	

- ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過 半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数 だった場合は「その他の事業」とする。
- ・どの項目も過半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」 と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」 とする。
- ②共通審査項目の最低基準の設定
- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

### (6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、 採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。

### (7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配 慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理 由等の取りまとめを行う。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

(7)事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

令和元年度 令和2年度(案) 5. スケジュール 5. スケジュール ① 事前相談の受付:3/1~ ① 事前相談の受付: ② 地域活動支援事業活動報告会の開催 ② 地域活動支援事業活動報告会の開催 (採択基準の説明含む):3/下旬 (採択基準の説明含む): ③ 募集要項等の配布開始:3/29~ ③ 募集要項等の配布開始: ④ 提案の募集期間:4/1~5/7 ④ 提案の募集期間: ⑤ 地域協議会での審査:5月中旬~下旬 ⑤ 地域協議会での審査: 考え方:\*審査期間を十分に確保することを考慮する。 考え方:\*審査期間を十分に確保することを考慮する。 提案事業一覧表・提案書の写しの配付 5月中旬 提案事業一覧表・提案書の写しの配付 審査手順の確認・現地確認 5月下旬 審査手順の確認・現地確認 ・提案者へのヒアリング ・提案者へのヒアリング 5月下旬 採点票の提出 5月下旬 採点票の提出 採択すべき事業等の審査 採択すべき事業等の審査 5月下旬 ⑥ 採択すべき事業の決定・公表:6月上旬~ ⑥ 採択すべき事業の決定・公表: ⑦ 補助金の交付決定・事業の実施:6月中旬~ (7) 補助金の交付決定・事業の実施: ⑧ 追加募集の実施 ⑧ 追加募集の実施 1字募集事業の審査終了後、改めて審議する 9 その他 ⑨ その他 必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に 地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合

がある。

令和2年度審査基準表(案)

審査項目	審査の視点	配点
	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	
	・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、	
	長く地域で活用される見込みがあるか。	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・全市的な方向性と合致しているか。	5点
①公益性	・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与え	5点
	るものではないか。	
	・年代、地区に関係なく事業の成果を受けることがで	
	きるのか。	
	・地域の実情や住民要望に対応したものか。	
	・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組で	
	あるか。	
②必要性	・緊急性の高い提案事業であるか。	5点
	・はかの方法で代替でさないものであるか。	
	・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不	
	可欠なものであり、その規模も必要な限度となってい	
	るか。	
	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なもの	
	か。	
	・資金調達の規模や時期に無理はないか。	
3実現性	・事業の関係者との合意形成はできているのか。	5点
	・組織内部での意思疎通が図れており、団体として事    業の実施体制が整っているのか。	
	・事業の助成額が提案通りとならなくても、実施する	
	意思はあるか。	
	・提案事業の実施に当たり、提案団体に限らず地元町	
	内からも参加が期待できるか。	
	・提案事業の実施に当たり、地元町内に限らず板倉区	
	内から参加が期待できるものか	
	・提案事業の実施に当たり、板倉区外からも参加が期	- L
④参加性	待できるものか。	5点
	・提案事業の実施に当たり、上越市外からも参加が期	
	待できるものか。	
	・提案事業の実施に当たり、県外からも参加が期待で	
	きるものか。	
	·新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であ	
	るか。	
	・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	
<b>€ 3</b> □ 144	・事業終了後も、継続、自立していくことが期待でき	
⑤発展性		5点
	・来年度以降の団体としての明確な活動計画が立てら	
	れているか。	
	・提案事業が地域活性化や課題解消ににつながってい    るか。	
	'& ハ <sup>-</sup> 0	

#### 上越市地域活動支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 地域活動支援事業の募集等(第5条―第8条)
- 第3章 補助金の交付(第9条-第17条)
- 第4章 雑則 (第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、身近な地域における課題の解決を図り、及びそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する上越市地域活動支援事業(以下「地域活動支援事業」という。)の実施及び地域活動支援事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則(昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 団体等 5人以上の構成員で組織され、市の区域内で活動する法人及び団体(政治活動、宗教活動又は営利を目的とする法人又は団体を除く。)をいう。
  - (2) 提案者 地域活動支援事業に係る提案を行う団体等をいう。
  - (3) 地域活動支援事業費補助金 この要綱に基づき交付する補助金をいう。

(対象事業)

- 第3条 地域活動支援事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、公益性を有する事業のうち市の歳出予算を通じて実施する事業で、かつ、第1条の趣旨に即したものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。
  - (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
  - (3) 市が市の全域において実施する金銭又は物品の給付又は貸付けその他のサービスの提供に係る事業
  - (4) 市の管理している施設の整備又は修繕に係る事業
  - (5) 国若しくは県の補助金又は市の地域活動支援事業費補助金以外の補助金の交付を受け

ることを予定する事業

(6) 市が実施すべきと認められる施設の建設及び開発に関する事業の計画の策定等当該事業の実施の推進を目的とする事業

(地域活動支援事業の実施方法)

第4条 地域活動支援事業は、対象事業に対し市が地域活動支援事業費補助金を交付する事業として実施する。

第2章 地域活動支援事業の募集等

(配分額の提示)

第5条 市長は、地域活動支援事業として採択する事業(以下「採択事業」という。)の募集に当たり、あらかじめそれぞれの地域自治区における地域活動支援事業の配分額を提示するものとする。

(採択の方針等の決定)

- 第6条 市長は、それぞれの地域自治区の意見を踏まえ、当該地域自治区における採択事業 の採択の方針、条件等(以下「採択の方針等」という。)を決定するものとする。
- 2 市長は、採択の方針等を決定したときは、速やかに公表するものとする。 (採択事業の提案等)
- 第7条 提案者は、採択事業を提案しようとするときは、市長が別に定める期間内に、市長 に対し上越市地域活動支援事業提案書(第1号様式)を提出しなければならない。
- 2 提案者は、前項の提案書を市長に提出した日以後に提案者が提案する採択事業に着手することができる。ただし、着手した事業が次条第1項の規定による内定を得なかったとき、 又は第12条第4項の規定により交付決定された補助金の額が申請額を下回り、若しくは 同項の規定により申請を却下されたときは、提案者は、当該採択事業の実施に当たり不足 する費用を負担しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、当該提案の概要を公表するものとする。

(採択事業の内定等)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により採択事業の提案を受けたときは、それぞれの地域 自治区の意見を踏まえ、採択事業を内定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により採択事業を内定したときは、上越市地域活動支援事業の提案 に関する結果通知書(第2号様式)により、速やかに内定の内容を提案者に通知するとと もに、採択事業の概要を公表するものとする。

第3章 補助金の交付

(補助事業者)

第9条 地域活動支援事業費補助金の交付を受けることができる団体等(以下「補助事業者」という。)は、提案者のうち前条第1項の規定により採択の内定を得た事業(以下「補助対象事業」という。)を実施する団体等とする。

(補助対象経費)

- 第10条 地域活動支援事業費補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、地域活動支援事業費補助金の交付の対象としない。
  - (1) 採択事業の提案及び説明、地域活動支援事業費補助金の交付の申請、補助対象事業の 実績の報告並びに地域活動支援事業費補助金の請求に要する経費
  - (2) 補助事業者の運営に要する人件費、事務所経費その他の経費
  - (3) 補助事業者の構成員及び補助対象事業の実施に要する交渉その他会議の出席者の飲食に係る経費(補助対象事業の参加者に供するお茶、ジュース及び菓子に係る経費を除く。)
  - (4) 金券及び商品券の発行に係る経費
  - (5) その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費 (補助金の額の上限)
- 第11条 地域活動支援事業費補助金の額は、補助対象経費の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を上限とする。

(補助金の交付申請等)

- 第12条 規則第2条の規定による地域活動支援事業費補助金の交付申請は、地域活動支援 事業に係る予算の議決後、市長が別に定める期間内に行わなければならない。
- 2 規則第2条第1号の収支予算書及び同条第2号の事業計画書は、上越市地域活動支援事業提案書(第1号様式)の写しとする。
- 3 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 規約、会則又は定款の写し
  - (2) 補助対象事業に係る資金計画書
  - (3) 補助対象事業に係る見積書の写し
  - (4) 位置図その他の工事図面(補助対象事業に工事が含まれる場合に限る。)の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前3項の規定による申請書等の提出があったときは、これを審査し、地域活動

支援事業費補助金の交付の可否を決定したときは、上越市地域活動支援事業費補助金交付 決定

通知書(第3号様式)により通知するものとする。 却下

(補助金の交付条件)

- 第13条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行うこと。
  - (2) 地域活動支援事業費補助金に係る経理を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠 書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過 する日まで保管すること。
  - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるとき又は補助対象事業の 実施が困難となったことが見込まれるときは、直ちに市長に報告を行うこと。
  - (4) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等は、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。
  - (5) 地域活動支援事業費補助金により取得し、又は効用の増加した施設、設備等で処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間をいう。)の間にあるものについて、関係書類を整備保管すること。
  - (6) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、地域活動支援事業費補助金の相当額の全部又は一部を市に納付させる場合があること。

(補助対象事業の変更承認等)

- 第14条 規則第6条第1項の規定による承認を受けようとするときは、補助事業者は、上 越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したと 決定 きは、上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認 通知書(第5号様式)により通 却下 知するものとする。

(補助対象事業が予定した期間内に完了しないとき等の報告)

第15条 補助事業者は、第13条第3号の規定に該当するときは、上越市地域活動支援事業費補助金事業事故報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告等)

第16条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が別に定める期間内に行わなけ

ればならない。

- 2 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 補助対象事業の実施内容及び成果を確認することができる書類
  - (2) 補助対象事業に係る収支決算書及び収支決算書に記載された資金の移動が確認できる 書類
- 3 規則第9条の規定による確定の通知は、上越市地域活動支援事業費補助金交付確定通知 書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

- 第17条 補助事業者は、規則第9条の規定による確定の後でなければ、地域活動支援事業 費補助金を請求することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、上越市財務規 則(昭和46年上越市規則第35号)第87条の規定により概算払を行うものとする。
- 2 前項ただし書の場合における概算払の額は、交付決定を受けた額を上限とする。

第4章 雜則

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(平成22年度における地域活動支援事業の特例)

2 平成22年度の地域活動支援事業に係るこの要綱の規定の適用については、第5条中 「とする。この場合において、市長は、それぞれの地域自治区における前年度までの地域 活動支援事業の未執行額を配分額に加算することができる」とあるのは「とする」とする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、 適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することがで きる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市地域活動支援事業 実施要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市地域 活動支援事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、 適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することがで きる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附則

この要綱は、平成27年3月10日から実施する。